4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。
　上記以外の職員については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額を計上しております。
5．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例
　総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。
6．貸倒引当金の計上基準
　将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
7．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　先入先出法による低価法を採用しております。
8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円に換算し、換算差額は損益として処理しております。
9．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
　決算日における10年もの国債の利回りを用いて計算するものですが、平成28年３月末の同利回りがマイナスとなりました。この状況において国債による運用を行うことは政府等の合理的な判断ではなく、現金のまま保有すると考えられることから、平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しております。
10．リース取引の処理方法
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
11．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

1．退職給付債務に関する会計基準の適用
　改訂後の独立行政法人会計基準等を当期より適用し、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたって、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。なお、前期と同一の方法によった場合との差異は生じておりません。

表示方法の変更

1．損益計算書
　前期において、「業務費」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒損失」及び「一般管理費」の「その他」に含めて表示しておりました「業務委託費」は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当期より区分掲記して表示しております。
　また、前期において、区分掲記しておりました「一般管理費」の「什器備品費」は、金額的重要性が乏しいため、当期より「その他」に含めて表示しております。

（一般勘定）

注記事項

1．区分経理関係
　総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第３号及び第６号の業務並びにこれらに附帯する業務（国選弁護人確保業務等勘定）に係る経理と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。
2．貸借対照表関係
⑴　引当外賞与引当金の見積額に関する注記
　運営費交付金で財源措置されている職員の賞与引当金の見積額は、316,749,367円であります。
⑵　引当外退職給付引当金の見積額に関する注記
　国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員並びに運営費交付金で財源措置されている職員の退職給付引当金の見積額は、1,946,038,009円であります。
⑶　資産除去債務に関する注記
①　当該資産除去債務の概要
　事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
②　当該資産除去債務の金額の算定方法
　使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）をもとに見積り、取得価額に対応する除去費用の実績率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	183,776,648円
有形固定資産の取得に伴う増加額	676,566円
時の経過による調整額	3,081,172円
資産除去債務の履行による減少額	212,944円
期末残高	187,321,442円

⑷　債務保証に関する注記
　支払保証立担保について被援助者に対して債務保証を行っております。
　　債務保証額　803,585,000円
3．損益計算書関係
　ファイナンス・リース取引、資産除去債務及び為替変動が損益に与える影響額は、1,525,547円、△14,757,622円及び△145,080円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、０円であります。
4．キャッシュ・フロー計算書関係
　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	4,680,073,257円
定期預金	△100,000,000円
資金期末残高	4,580,073,257円